

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	一〇三
○土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件	一〇四
○県営土地改良事業計画を変更した件	一〇五
○森林病害虫等防除法による駆除命令に係る事項を定めた件	一〇五
○保安林の指定施業要件を変更する予定である件	一〇五
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件	一〇六
公 告	一〇六
○肥料の検査の結果の概要を公表する件	一〇七
○一般競争入札を行う件二件	一〇七
福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会	一一一
○異議の申出について裁決した件	一一一
福 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	一一二
○すくい網漁業について指示する件	一一二
○こうなご電気棒受網漁業について指示する件	一一三

告 示

福 島 県 告 示 第 百 三 十 一 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年二月二十七日から同年三月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 マルトSC城東店 福島県いわき市平字城東一丁目七番三ほか
法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福 島 県 告 示 第 百 三 十 二 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年二月二十七日から同年三月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 マルトSC城東店 福島県いわき市平字城東一丁目七番三ほか
法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福 島 県 告 示 第 百 三 十 三 号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、伊達西根堰土地改良区が伊達西根堰地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 縦覧の期間
- 令和六年二月二十八日から
令和六年三月十八日まで
（二十日間）

三 縦覧の場所
福島市役所、伊達市役所、桑折町役場及び国見町役場

(農村計画課)

福島県告示第百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、鶴谷地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和六年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年二月二十八日から

同 年三月十八日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第百三十五号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。
令和六年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 区域及び期間

1 区域 福島県一円

2 期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))並びにこれらの包装をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除(松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕(破砕後の木片の厚さが六ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合)にあつては、十五ミリメートル)以下となるように破砕を行うものに限る。))又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)をいう。)を行う場合は、この限りでない。
四 命令をしようとする理由
県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見て、三の措置を

行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(森林保全課)

福島県告示第百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
令和六年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字郷戸字小栴窪丙一七七七の二、丙一七七七の三、丙一七七七の

五

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(2) 主伐は、択伐による。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字飯谷字中山乙二二九の三

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(2) 主伐は、択伐による。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字飯谷字芦久保乙六九〇の三

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(2) 主伐は、択伐による。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字四ツ谷字仲島二六一の二
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を須賀川市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
鈴木一見 佐藤信 鈴木直明 古川亀 石井雅行 渡部準一 石井甲子治 伊藤武志 森平三郎 石井周次 渡部正一 伊藤勇 伊藤忠儀
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和六年福島県告示第十

(二号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部ツヤ子 渡部次郎作 渡部百合男 渡部和作 渡部直三郎 室井照男 室井平藏 星和孝 猪股一夫 町島長 田浦英典 馬場公一朗 馬場善治 堀金清 堀金宏一郎 野中安吉 阿久津シメ 阿久津ヤスノ 阿久津宜良 阿久津義久 阿久津義春 阿久津盛太郎 阿久津利助 塩田寅雄 皆川房義 皆川利男 小椋千代美 小椋平三郎 星キセ子 星キセ子 星キヌ 星トミノ 星ノブ子 星運吉 星悦子 星佳吉 星喜美雄 星久七 星佐一郎 星春枝 星松男 星松藏 星新 星政司 星晴雄 星善助 星貞吾 星藤吾 星芳次郎 星力 星和子 星恵三郎 湯田マサキ 湯田甚市 平野亨 平野啓三郎 平野作吾 平野盛彦 平野辰平 平野定次郎 平野武次 平野兵松 平野勇平 芳賀沼晴 界生産森林組合
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和六年福島県告示第十四号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

公 告

公告第三十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和五年十一月に収去した普通肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和六年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

令和5年11月分
(普通肥料)

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査 項目	保証票の検査 その他 の検査	
乾燥菌体肥料	フクシマフーズ株式会社	FK1号	TN、TP	—	—
家庭園芸用複合肥料	クニミネ工業株式会社	ベジチオン	TN、TP	—	—

注

- 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるよう必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 主成分の略号は次のとおりである。
TN—窒素全量、TP—りん酸全量

(農業総合センター)

公告第40号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年2月27日

福島県知事 内堀雅雄

- 入札に付する事項
 - 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン 3,662台
 - 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - 納入期限 令和7年2月28日（金）
 - 納入場所 福島県総務部広報課ほか計309か所
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年3月21日

(木) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年2月27日(火)から同年3月21日(木)まで(土曜日及び日曜日並びに同月20日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年3月6日(水)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年3月6日(水)午後3時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年4月12日(金)午後2時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月11日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) 契約の締結 落札決定後は仮契約を締結し、当該契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第3条の規定により福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Laptop Computer 3,662 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 2:30 p.m., 12 April 2024

- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 11 April 2024
(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第41号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年2月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 モバイルノート型パソコン 150台
(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
(3) 納入期限 令和7年2月28日（金）
(4) 納入場所 福島県総務部総務課ほか計55か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
(3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
(4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年3月21日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年2月27日（火）から同年3月21日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに同月20日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年3月6日（水）午後5時までに必着で請求すること。
(2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年3月6日（水）午後4時 福島県出納局入札用度課
(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年4月12日（金）午後3時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月11日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全

部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Mobile Laptop Computer 150 units
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 3:30 p.m., 12 April 2024
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 11 April 2024
 - (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十二号

令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙における当選の効力に関し、福島県耶麻郡西会津町野沢字上原乙二千四百四十二番地板垣富士雄から提起された異議の申出について、令和六年二月一日、次のとおり裁決した。

令和六年二月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

裁 決 書

福島県耶麻郡西会津町野沢字上原乙二千四百四十二番地

審査申立人 板垣 富士雄

右記異議申立人（以下「申出人」という。）から令和五年十一月十一日付で提起された当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件異議の申出を却下する。

異議の申出の要旨

申出人は当選人であるとの決定を求める。

裁 決 の 理 由

本件異議の申出は記載漏れがあり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百六条第一項の規定により準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により、令和五年十二月二十八日を期限として補正命令を行ったが、期限までに補正書の提出がなかった。

また、本件異議の申出においては、不服の対象となる選挙が特定されていないが、異議申出書に記載の日付（令和五年十一月十一日）に鑑みれば、申出人は令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）を不服の対象とする意図で本件異議の申出を行ったと推測される。

しかしながら、申出人は本件選挙において、公職選挙法第八十六条の四第一項の規定に基づく立候補の届出を行っておらず、このような公職の候補者でない者による自らが当選人であるとの決定を求める異議の申出には法律上の利益がなく、本件異議の申出は不適法であって補正することができないことが明らかである。

以上のことから、当委員会は、公職選挙法第二百六条第一項で準用する行政不服審査法第二十四条第一項及び第二項の規定により主文のとおり決定する。

令和六年二月一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第一号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和六年二月二十七日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

一 操業の承認

おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、家用釣餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は令和六年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同年三十一日までとする。

四 制限又は条件

1 操業の禁止区域

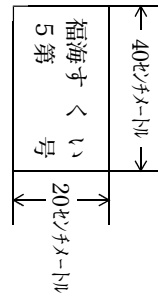
次に掲げる海域での操業は、禁止する。

(一) おきあみを対象とする場合は、宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東九海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東五海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東二・五海里の点、同市番所灯台中心点正東三・五海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東五海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域。

(二) いかなごを対象とする場合は、(一)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあつては、(一)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）。

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年三月一日から令和七年二月二十八日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和六年二月二十七日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

一 操業の承認

こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、令和六年四月一日から同月三十日までとする。

四 制限又は条件

1 操業の禁止区域

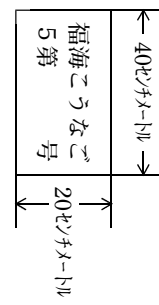
次に掲げる海域での操業は、禁止する。

夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあつては、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東九海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正

東五海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東二・五海里の点、同市番所灯台中心点正東三・五海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東五海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域）。

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年三月一日から令和七年二月二十八日までとする。